

【技術職員，技能者の健康保険被保険者証（写）の添付用紙】（記載例12）

通番の一の位

1

通番の一の位

2

通番の一の位

3

通番の一の位

4

・本紙は審査基準日以降に作成すること。
・別記様式第25号の14・別紙2（技術職員名簿），様式第4号，様式第5号中の技術職員で健康保険に加入しているものは，本紙に健康保険証の写しを貼付してください。
・技術職員名簿中の「通番」の一の位と一致するところに添付してください。（健康保険未加入者については，空欄にしてください。）

5

6

通番の一の位

7

通番の一の位

8

通番の一の位

9

通番の一の位

10

様式第3号

(表面)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証
修了証番号 第 号

写真
30.00mm
24.00mm

氏名
(生年月日 年 月 日)

この余白部分に基幹技能者が登録の際に申請した、
実務を有する業種名が表示されるので、その業種で
申請すること

この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号
の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
この者は、(業種名)について、建設業法第26条第1項の
主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日が
審査基準日以前
であること

修了年月日 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印
(登録番号 第 番)

53.92mm
~
54.03mm

85.47mm~85.72mm

(裏面)

備考

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。

(記載例 16)

各技能者能力評価実施機関が交付する技能者能力評価基準に基づく
能力評価（レベル判定）結果通知書（例）

能力評価（レベル判定）結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。

【申請者氏名】	鹿児島 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇〇月〇〇日
【職種（呼称）】	鉄筋
【評価年月日】	令和△△年△△月△△日
【評価結果】	レベル3

令和△△年△△月△△日

鉄筋技能者能力評価実施機関

(記載例 17)

~~労働~~
雇用 保険料納入証明願

令和 年 月 日

鹿児島労働局長
労働基準監督署長 殿
公共職業安定所長

労働保険番号 46. . . -

46. . . -

事業場の所在地

事業場の名称

代表者 ⑩

~~建設業許可申請~~
~~入札参加資格審査~~
経営事項審査

の添付書類として必要がありますので、当事業場は

令和 年 月 日現在、法定納期を経過した労働保険徴収法の規定による
保険料等の滞納がないことを証明ください。

~~労働~~
雇用 保険料納入証明書

証第 号

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

鹿児島労働局長
労働基準監督署長
公共職業安定所長

証 明 書

所在地
商号又は名称
許可番号
代表者名

印

上記の者は平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇県知事との間で締結した災害時における応急対策業務に関する〇〇災害協定に基づいて災害応急活動等に従事する者であることを証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日（審査基準日を記入）

〇〇〇〇協会（団体名）

会長 〇〇 〇〇 証印

経理処理の適正を確認した旨の書類

建設業者の商号又は名称を記入する。

確認の対象となる決算期の期間と期を記入する。

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、

の 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの

第 期 事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

「監査の受審状況」における経理処理の適正を確認した書類として使用する。

自社の常勤職員で、かつ以下の資格を持つ者が、別添「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」に沿って適正に処理されていることを確認し、署名・捺印すれば 2 点加点するもの。

- ① 公認会計士、税理士で、国交大臣が定めた講習を受講した者
- ② 過去 5 年以内に 1 級登録経理試験に合格した者、又は 1 級登録経理試験に合格した者で、過去 5 年以内に登録経理講習を受講した者
- ③ 平成 28 年度以前に 1 級登録経理試験に合格した者（令和 5 年 3 月までに限る）
- ④ 公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 1 年を経過しない者

鹿児島県知事 殿

令和 年 月 日

なお、この項目で加点を受け、後日不適切な決算が判明した事業所は、原則「営業停止処分」の措置を行うので、十分に留意すること。

商号又は名称
所属・役職

氏 名

上記①～④の資格を持つ者が署名・捺印する。

以上

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」

適正に行われている場合のみ、レ点でチェックすること。

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容	チェック欄
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>	
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。	
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。	
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。	
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。	
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。	
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。	
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。	
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。	
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。	
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。	
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。	

	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。	
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。	
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。	
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。	
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。	
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。	
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。	
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。	
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。	
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。	
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。	
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。	
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。	
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。	
投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。		
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。	

	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。	
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。	
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。	
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。	
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。	
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。	
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。	
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。	
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。	
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。	
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。	
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。	
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。	
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。	
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。	
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。	
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。	
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。	

消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。	
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。	
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。	
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。	
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。	
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。	
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。	
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。	
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。	
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。	
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。	
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。	
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。	
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。	
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。	
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。	
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。	
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。	

JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。	
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。	
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。	
個別注記表	<p>重要な会計方針に係る事項について注記している。</p> <p>資産の評価基準及び評価方法</p> <p>固定資産の減価償却の方法</p> <p>引当金の計上基準</p> <p>収益及び費用の計上基準</p>	
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。	
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。	

建設機械の保有状況、ISO等の取得状況一覧表

(記載例20)

審査基準日: 令和5年6月30日

審査基準日を記入

必ず記入すること

「移動式クレーン」と「ダンプ」以外は証明書発行日ではなく、検査実施日を記入

建設機械の保有状況

通番	新規	建設機械の種類	メーカー名	形式、型番	種別又は規格	所有又はリース	取得日又はリース期間	特定自主検査実施日又は有効期間満了日(※)
1		ショベル系掘削機	(株)〇〇建機	ZZ-99EFG	バックホウ	リース	R3.8.1 ~ R7.7.31	R4.5.1
2		移動式クレーン	△△△	YY-0000	7.0t	所有	H20.3.20 ~	R4.5.1
3		ダンプ車	〇×自動車	×× 1234	最大積載量 4,000kg	所有	H20.3.20 ~	R4.5.1
4							~	
5							~	
6							~	
7							~	
8							~	
9							~	
10							~	
11							~	
12							~	
13							~	
14							~	
15							~	

所有の場合は取得日を記入

リースの場合は開始日と終了日の両方を記入する
※終了日は原則として審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る

(記入要領)

- 前期の保有状況一覧表に記載しなかった建設機械については、新規欄に「〇」を付すこと。
- 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、締固め用機械、解体用機械、高所作業車のいずれかを記入すること。
- 「種別又は規格」欄には、建設機械の種類ごとに下記について記入すること。
 - 「ショベル系掘削機」→ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨(例:バックホウ)
 - 「ブルドーザー」→自重が3トン以上か(例:3.89t)
 - 「トラクターショベル」→バケット容量が0.4立方メートル以上か(例:1.2㎡)
 - 「モーターグレーダー」→自重が5トン以上か(例:10.0t)
 - 「移動式クレーン」→つり上げ荷重が3トン以上か(例:7.0t)
 - 「高所作業車」→作業床の高さが2m以上か(例:3メートル)
- 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期)を記入すること。
※「特定自主検査実施日又は有効期間満了日」欄について、「移動式クレーン」と「ダンプ」は有効期間の満了日を記入すること。

ISO等の取得状況

	認証範囲	関連事業所	建設業法上の営業所	有効期間
エコアクション21	全部証			~
ISO9001				~
ISO14001	建築物の設計および施工	本社、福岡支店、鹿児島支店	本社、福岡支店、鹿児島支店	R2.4.1 ~ R5.3.31

認証範囲に建設業が含まれており、かつ建設業法上の全ての営業所が認証書の関連事業所に含まれていること

※ 認証範囲に建設業が含まれており、かつ建設業法上の全ての営業所が認証書の関連事業所に含まれていること

特定自主検査について

シヨベル系掘削機，ブルドーザー，トラクターシヨベル，モーターグレーダー
締固め用機械，解体用機械，高所作業車

1 特定自主検査とは

労働安全衛生法に規定する定期自主検査を行わなければならない機械のうち建設機械（油圧シヨベル等）や荷役運搬機械（フォークリフト等）といった特定の機械について，1年以内に1回受けなければならない一定の資格を持つ検査者による検査

2 特定自主検査の方法

【事業内検査】

ユーザーが自社で使用する機械を，資格を持つ検査者に実施させる

【検査業者検査】

ユーザーの依頼により登録検査業者が実施

3 特定自主検査を行うための資格

【事業内検査】

- ・ 厚生労働大臣が定める研修を終了した者
- ・ 国家検定取得者等一定の資格のある者

【検査業者検査】

- ・ 厚生労働大臣に登録した検査業者
- ・ 都道府県労働局に登録した検査業者

4 検査の結果不備が見つかった場合

労働安全衛生法第20条，労働安全衛生法施行規則第171条により，事業者は機械等に異常が認められた場合には危険を防止するために，直ちに補修その他必要な措置を講じなければならないとされている（罰則あり）

自動車検査について（ダンプ車）

1 検査対象となる車両等

道路運送車両法に定められる自動車については、自動車検査証の有効期限内に1回、陸運支局等において実施する自動車検査を受ける必要がある。

検査後は、自動車検査証が交付（又は更新）され、検査標章を貼り付けることとなる。

2 自動車検査票の確認について

ダンプ車については、道路運送車両法第60条第1項の自動車検査証の写しにより、次の事項を確認する必要がある。

（1）初度年度登録

初度登録年月が、審査基準日以前であること。

※ 保有開始の時期は、売買契約書又はリース契約書で確認

（2）有効期間の満了する日

審査基準日が、有効期間の満了する日以前であること。

※ 自動車検査証は、検査のたびに更新され、更新前の原本を保管しないため、審査基準日時点の確認が困難だが、初度登録年月日と当該自動車検査証の有効期間の満了日との間に審査基準日が含まれていれば加対象とする。

（3）形状欄

自動車検査証の形状欄に

①「ダンプ」

②「ダンプセミトレーラ」

③「ダンプフルトレーラ」

と記載のあるものが加対象となる

（4）備考欄

自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加対象とはならない

※電子車検査証の場合は、「自動車検査証」及び「自動車検査証記録事項」が必要となります。

製造時等検査・性能検査について（移動式クレーン）

1 製造時等検査・性能検査の対象となる建設機械

労働安全衛生法施行令第12条に定める特定機械等であり、つり上げ荷重3トン以上の移動式クレーンがこれに該当する。

製造時においては、登録製造時検査機関において製造時等検査を受けるとともに、以後においては、登録検査業者において性能検査を受ける必要がある。

検査後は、移動式クレーン検査証が交付（又は更新）される。

2 移動式クレーンにおける移動式クレーン検査証の確認について

平成27年4月1日以降より新たに加点対象となる移動式クレーンとは、「労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン」をいう。

このような移動式クレーンについては、提出された移動式クレーン検査証の写しにより、次の事項を確認する必要がある。

(1) 表題の記載

「第〇号 移動式クレーン検査証」と記載されていること。

※ 「クレーン（固定式クレーン）」と記載されている場合は、加点の対象とならない。

※ つり上げ荷重が3t以上の移動式クレーンのうち、様々な形状の移動式クレーンが想定されるが、労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証の写しが提出される場合に評価対象とする。

(2) つり上げ荷量

つり上げ荷量が3トン以上であること。

(3) 有効期間

審査基準日が、有効期間内であること。

※ 経営規模等評価申請時まで更新されている場合は、新しい移動式クレーン検査証で可。

※ 移動式クレーン検査証は有効期間が連記式であり、過去に遡って審査基準日が有効期間内であったか否か判断可能である。

様式第4号

(記載例 21)

技術職員名簿に記載のある技術者については、記載不要です。

(用紙A4)

令和5年 6月 15日

CPD単位を取得した技術者名簿

(技術職員名簿に記載のある者を除く)

上限値は30。算出値が30を超えた場合は30と記入する。

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	始良 三郎	S50.5.1	30
2	伊佐 華	H1.3.3	18

別表第十八(第二の四の10関係)

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
工賃・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人H本技士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人H本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

CPD単位は、CPD認定団体毎に審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を告示別表第18号左欄に掲げるCPD認定団体毎の数値で割り、30を掛けた数値です。
 ※小数点以下の端数は切り捨てです。
 ※各技術者のCPD単位の上限は30です。
 ※複数のCPD認定団体より単位を取得している場合、**いずれか1つのCPD認定団体の単位をもとに算出**します。

(例)

伊佐 華

(一社)全国土木施工管理技士連合会から認定されたCPD単位: 11

$$11 \div 20 \times 30 = 16.5$$

小数点以下の端数は切り捨てのため、16単位となる。

上記技術者が取得したCPD単位の合計(①)	48
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計(②)	120
CPD単位総計(①+②)	168

①+②の合計がCPD単位総計
 →その他の審査項目(社会性等)項番61のCPD単位取得数と一致する。

技術職員名簿のCPD単位取得数の合計

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

公益財団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益財団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

様式第5号 ※その他の審査項目(社会性等)の項番62「技能者数」が0の場合は不要

技能者は、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者 (用紙A4)
(施工体制台帳の作業員名簿に記載された者)です。 令和5年 6月 15日

技能者には、監理技術者や主任技術者といった建設工事の施工の管理のみに従事した者は除きます。

技能者名簿

審査基準日の3年前の日以前にレベル4を受けている者

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	鹿児島 太郎	H4.1.1			○
4	出水 千鶴	S60.12.2	R3.3.30	○	
11	加世田 四郎	S61.7.7			
合計	3 (人)			1 (人)	1 (人)

審査基準日以前において、能力評価基準による評価を受けた最も新しい評価を受けた日を記入する。

審査基準日以前3年間に1以上レベルアップした場合に「○」を記入します。

(例)
出水 千鶴
R3.3.30に「レベル3」の評価
審査基準日の3年前の日以前は評価無し
評価を受けていない者とレベル1は同等と審査しますので、評価無しからレベル1となった場合、レベル向上の有無に「○」を記入することはできません。

1以上のレベルアップとして評価の対象となるのはレベル2以上の評価を受けてからです。

技能者名簿を作成する際は、
①まず、技術職員名簿(P78)に記載のある技能者から技術職員名簿順に記入します。(通番は技術職員名簿の通番を記入します。)
②続いて、技術職員名簿には記載がない技能者を記入します。(通番は技術職員名簿の最終番号の続きから記入します。)
(例)
技術職員名簿の最終番号が10の時、通番11から付番します。

各行それぞれの合計人数を記載します。

その他の審査項目(社会性等)項番62の「技能者数」と一致する

項番62の「技能レベル向上者数」と一致する

項番62の「控除対象者数」と一致する

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前3年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況を加点対象とする。

1 加点要件

加点して審査するのは、以下①②のいずれも満たしている場合

- ①審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事において
- ②建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、別記様式第6号に掲げる誓約書を提出している場合

※実際の技能労働者等の就業履歴の蓄積率を評価するものではない

- ① 審査基準日以前1年の内に発注者から直接請け負った審査対象工事
 - (1) 「審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った」とは、「審査基準日以前1年のうち発注者と契約変更を除く請負契約を直接締結した」ことを指す
(=元請の請負契約に限る)

(2) 審査対象工事

ここでいう審査対象工事とは、次の1から3を除く工事を指す

- 1 建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事
 - ・建設工事1件の請負金額が500万円に満たない工事
 - ・建築一式工事1件の請負金額が1,500万円に満たない工事
 - ・建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事
- 2 日本国外で施行する工事
- 3 災害応急工事
防災協定又は地方公共団体との間における防止活動に関する協定に基づく災害応急対策若しくは、既に締結されている建設工事の請負契約において、発注者の指示に基づき行う災害応急対策

- ② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施し、誓約書を提出
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、(1)及び(2)を整備することを指す

(1) 建設キャリアアップシステム（CCUS）における現場契約情報の作成及び登録を実施

- 1 建設キャリアアップシステム（CCUS）における現場契約情報の作成及び登録とは、次の内容（=現場情報）の登録を行う

- ・現場名組織情報
- ・現場連絡先
- ・現場事務証住所、電話番号等
- ・現場管理者
- ・就業履歴蓄積期間
- ・発注区分
- ・有害物質の取扱の有無

※現場契約情報の登録は、請負契約締結後、建設工事の施行に従事する者の入場までに実施すること

(2) 建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステム（CCUS）へ直接入力によらない方法で就業履歴を蓄積できる体制を整備

「建設キャリアアップシステム（CCUS）へ直接入力によらない方法」とは、

- 1 カードリーダーをかざして就業履歴を蓄積
 - 2 電話（電話番号やQRコードを使用）をかけて現場への入退場の履歴を登録
 - 3 顔認証による入退場の履歴を登録
- 等

※ 就業履歴を蓄積する措置は、竣工までに行うこと

2 加点

加点要件	評点
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合※1	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合※2	10

※1 民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合とは、

- ・民間工事と公共工事の全てで該当措置を実施している場合
- ・公共工事を全く受注していない場合は、民間工事の全てで該当措置を実施している場合
- ・民間工事を全く受注していない（公共工事しか受注がない）場合で、全ての公共工事で該当措置を実施している場合

※2 全ての公共工事で該当措置を実施した場合とは、

- ・民間工事と公共工事のうち、全ての公共工事において該当措置を実施している場合

※3 審査対象工事を1件も直接請け負っていない（元請はなく、全て下請工事）場合は、非該当となる

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。